

保健師・助産師・看護師の行政処分について

1 処分の対象者〔保健師助産師看護師法第9条・第14条第1項〕

- ①罰金以上の刑に処せられた者
- ②保健師助産師看護師業務に関し犯罪又は不正の行為のあった者
- ③心身の障害により保健師、助産師、看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ④麻薬・大麻若しくはあへんの中毒者
- ⑤保健師助産師看護師として品位を損するような行為のあった者

2 処分の内容

行政処分〔大臣からの命令書によるもの〕

- ①免許取消
- ②業務停止〈1月～5年〉

3 処分の流れ

（1）事案の報告

免許の欠格事由に該当することが判明した場合、判決謄本等を添えて報告するよう各都道府県に依頼する。

（2）意見陳述手続の決定

保健師助産師看護師法の規定において、処分の決定に先立ち、当事者に予定される処分の内容を示し、意見陳述の機会を与えることとされている。意見陳述には次の軽重二通りの方法があるので、「保健師助産師看護師行政処分の考え方」及び前例等を参考に厚生労働省で決定する。

- ①意見の聴取（免許取消の可能性有り）
- ②弁明の聴取（業務停止の可能性有り）

（3）意見陳述の実施

都道府県知事に対し、厚生労働省で決定したいずれかの意見陳述（意見の聴取又は弁明の聴取）の実施を依頼する。

(4) 意見陳述の完了報告

都道府県知事は、意見陳述の完了後、当該都道府県知事及び看護協会会長等の意見、その他有利となる書類として提出されたものを添付した調書を作成し、厚生労働大臣に報告する。

(5) 医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会

上記の報告を受け、調書等関係書類をまとめ、看護倫理部会に諮問し、処分内容について審議する。審議結果は、厚生労働大臣に答申される。

また、行政処分を行う必要がないと判断された者については、戒告又は不問として大臣に答申される。

(6) 処分の決定

看護倫理部会の答申を踏まえ、大臣決裁を経て処分を決定する。

(7) 処分の通知及び効力

免許取消及び業務停止にかかる大臣の命令書は、厚生労働省から本人に郵送し、また、戒告及び不問の者には、医政局長からの文書をもって厳重注意する。

なお、処分の効力発行日は、通常処分決定日より2週間後である。

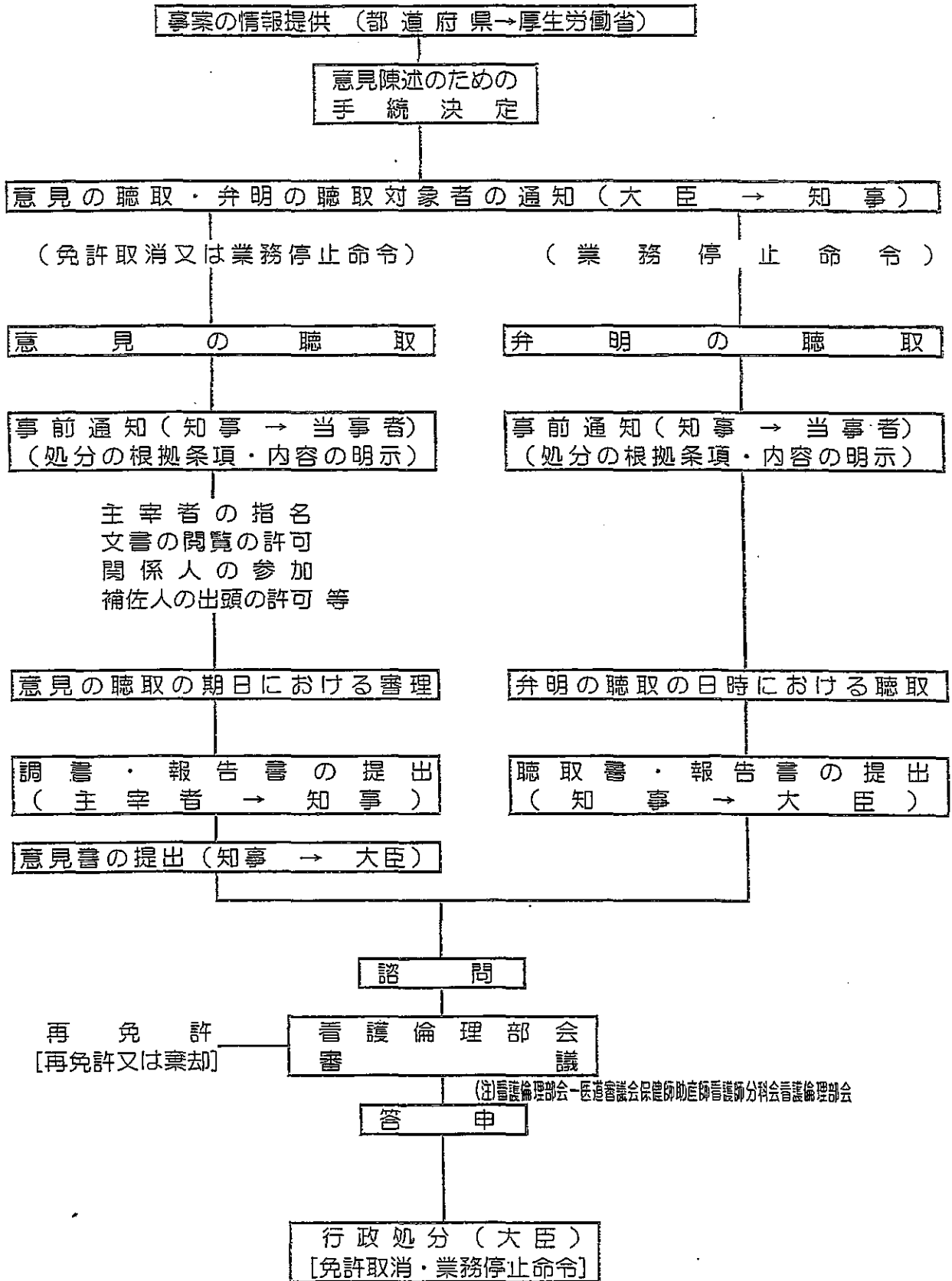
4 再免許申請

過去に免許を取り消された者への再付与については、保健師助産師看護師法第14条第3項の規定により、再免許を付与することが適当か否か看護倫理部会に諮問する。

[再免許するか棄却するかを決定し、大臣に答申する。]

また、決定の内容については、厚生労働省より本人に通知する。

保健師・助産師・看護師行政処分の流れ



平成14年11月26日

医道審議会保健師助産師看護師分科会
看護倫理部会

保健師助産師看護師行政処分の考え方

当部会は、保健師助産師看護師（以下「看護師等」という。）の行政処分に関する意見の決定に当たり、過去における当部会の議論等を踏まえつつ、昨今の社会情勢や社会通念の変化に対応して、当面、以下の考え方により審議することとする。

1 行政処分の考え方

保健師助産師看護師法第14条に規定する行政処分については、看護師等が、罰金以上の刑に処せられた場合等に際し、看護倫理の観点からその適正等を問い、厚生労働大臣がその免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずるものである。

処分内容の決定においては、司法処分の量刑を参考にしつつ、その事案の重大性、看護師等に求められる倫理、国民に与える影響等の観点から、個別に判断されるべきものであり、かつ、公正に行われなければならないと考える。

このため、当部会における行政処分に関する意見の決定に当たっては、生命の尊重に関する視点、身体及び精神の不可侵性を保証する視点、看護師等有する知識や技術を適正に用いること及び患者への情報提供に対する責任性の視点、専門職としての道徳と品位の視点を重視して審議していくこととする。

2 事案別の考え方

(1) 身分法（保健師助産師看護師法、医師法等）違反

保健師助産師看護師法、医師法等の医療従事者に関する身分法は、医療が国民の健康に直結する極めて重要なものであるとの考え方から、定められた教育課程を修了し免許を取得した者が医療に従事すること及び免許を取得していない者が不法に医療行為を行うことのないよう規定している。また、不法に医療行為を行った際の罰則についても、国民の健康に及ぼす害の大きさを考慮して量刑が規定されているところである。

行政処分に当たっては、司法処分の量刑の程度に関わらず、他者の心身の安全を守り国民の健康な生活を支援する任務を負う看護師等が、自らに課せられた基本的倫理を遵守せず、国民の健康を危険にさらすような法令違反を犯したことを重く見るべきである。

(2) 麻薬及び向精神薬取締法違反、覚せい剤取締法違反及び大麻取締法違反

麻薬等の違法行為に対する司法処分は基本的には懲役刑（情状により懲役及び罰金）であり、その量刑は、不法譲渡、不法所持した麻薬等の量、施用期間の長さ等を勘案して決定されている。累犯者についても重い処分となっている。

行政処分に当たっては、麻薬等の害の大きさを十分認識している看護師等が違法行為を行ったこと、麻薬等を施用して看護業務を行った場合には患者の安全性が脅かされること、さらに、他の不特定の者へ犯罪が伝播する危険があること等を重く見るべきである。

(3) 殺人及び傷害

本来、人の生命や身体を守るべき看護師等が、殺人や傷害の罪を犯すことは、看護師等としての資質や基本姿勢が問われるだけではなく、専門職としての社会的な信用を大きく失墜させるものである。特に、殺人を犯した場合は基本的に免許取消の処分がなされるべきである。

ただし、個々の事案では、その様態や原因も様々であり、行政処分に当たっては、それらを考慮に入れるのは当然である。

(4) 業務上過失致死傷（交通事犯）

交通事故による致死傷等に対する司法処分では、警察等への通報や被害者を救護せずそのまま逃走した事犯の場合、厳しく責任を問われている。

元来、看護師等は人の心身の安全を守るべきであるにもかかわらず、適切な救護措置をとらなかつたり、通報もしなかつたということは悪質であり、行政処分に当たっては、看護師等としての資質及び適性を欠くものでないかどうかを十分に検討し、相当の処分を行うべきである。

(5) 業務上過失致死傷（医療過誤）

看護師等の業務は人の生命及び健康を守るべきものであると同時に、その業務の性質から危険を伴うものである。従って看護師等に対しては、危険防止の為に必要とされる最善の注意義務を要求される。看護師等が国民の信頼に応えず、当然要求される注意義務を怠り、医療過誤を起こした事案については、専門職としての責任を問う処分がなされるべきである。

ただし、医療過誤は、様々なレベルの複合的な管理体制上の問題の集積によることも多く、一人の看護師等の責任に帰することができない場合もある。看護師等の注意義務違反の程度を認定するに当たっては、当然のことながら、病院の管理体制や他の医療従事者における注意義務違反の程度等も勘案する必要がある。

なお、再犯の場合は、看護師としての資質及び適性を欠くものでないかどうかを特に検討すべきである。

(6) わいせつ行為等（性犯罪）

人の身体に接する機会が多く、身体の不可侵性を特に重んじるべき看護師等がわいせつ行為を行うことは、専門職としての品位を貶め、看護師等に対する社会的信用を失墜させるだけでなく、看護師等としての倫理性が欠落している、あるいは看護師等として不適格であると判断すべきである。

特に、看護師等の立場を利用して行った事犯や、強姦・強制わいせつ等、被害者の人権を軽んじ、心身に危害を与えた事犯については、悪質であるとして相当に重い処分を行うべきである。

(7) 詐欺・窃盗

信頼関係を基にその業務を行う看護師等が詐欺・窃盗を行うことは、専門職としての品位を貶め、看護師等に対する社会的信用を失墜させるものである。

特に、患者の信頼を裏切り、患者の金員を盗むなど看護師等の立場を利用して行った事犯（業務関連の事犯）については、看護師等としての倫理性が欠落していると判断され、重くみるべきである。

保健師、助産師及び看護師の事案別処分件数（平成元年度～平成16年度）

区 分	保健師			助産師			看護師			計			実 数		
	免許取消 件	業務停止 件	小計 件	免許取消 件	業務停止 件	小計 件	免許取消 件	業務停止 件	小計 件	免許取消 件	業務停止 件	合計 件	免許取消 人	業務停止 人	合計 人
保健師助産師看護師法違反															
その他の身分法違反															
麻 薬 取 締 法 違 反								5	5		5	5		5	5
覚 せい 剤 取 締 法 違 反							1	11	12	1	11	12	1	11	12
大 麻 取 締 法 違 反								1	1		1	1		1	1
殺 人 及 び 傷 害	1		1	1		1	8		8	10		10	8		8
業務上過失致死（傷害）等／車両		1	1					15	15		16	16		15	15
業務上過失致死（傷害）／医療					1	1		31	31		32	32		31	31
わ い せ つ							4	4	8	4	4	8	4	4	8
詐 欺 ・ 窃 盗		1	1		1	1	2	20	22	2	22	24	2	20	22
そ の 他		1	1		1	1	3	8	11	3	10	13	3	8	11
計	1	3	4	1	3	4	18	95	113	20	101	121	18	95	113

（注）実数欄は複数の免許所持者がいるため実人数とした。

保健師、助産師及び看護師の年度別処分件数

区 分	保健師		助産師		看護師		計		実数	
	免許取消 件	業務停止 件	免許取消 件	業務停止 件	免許取消 件	業務停止 件	免許取消 件	業務停止 件	免許取消 人	業務停止 人
平成 元年度										
平成 2年度					1	2	1	2	1	2
平成 3年度	1		1		1		3		1	
平成 4年度						1		1		1
平成 5年度						3		3		3
平成 6年度					1		1		1	
平成 7年度										
平成 8年度				1	3	1	3	2	3	1
平成 9年度						5		5		5
平成10年度					1	6	1	6	1	6
平成11年度					1	3	1	3	1	3
平成12年度		2		1	2	8	2	11	2	8
平成13年度					1	12	1	12	1	12
平成14年度					1	6	1	6	1	6
平成15年度				1	2	28	2	29	2	28
平成16年度		1			4	20	4	21	4	20
合 計	1	3	1	3	18	95	20	101	18	95

保健師、助産師及び看護師の事案別・年度別処分件数（平成11年度～平成16年度）

区 分	平成11年度		平成12年度			平成13年度		平成14年度		平成15年度			平成16年度			計						実 数						
	免許 取消	業務 停止	免許 取消	業務停止		免許 取消	業務 停止	免許 取消	業務 停止	免許 取消	業務停止		免許 取消	業務停止		免許取消			業務停止			免許取消			業務停止			
	看 件	看 件	看 件	保 件	助 件	看 件	看 件	看 件	看 件	看 件	助 件	看 件	看 件	保 件	看 件	保 件	助 件	看 件	保 件	助 件	看 件	保 人	助 人	看 人	保 人	助 人	看 人	
保健師助産師看護師法違反																												
その他の身分法違反																												
麻薬取締法違反					1			1							1						3						3	
覚せい剤取締法違反								1		1			1								5						5	
大麻取締法違反															1						1						1	
殺人及び傷害	1		1												2					4					4			
業務上過失致死（傷害）等/車両					1			3					5		1	6			1		15						15	
業務上過失致死（傷害）/医療								5		3		1	13			6				1	27						27	
わいせつ			1		1			1	1	1				1	1				3		4			3		4		
詐欺・窃盗		2		1	1	4				1	2		8			3			2	1	1	18			2		18	
その他		1		1		1		1	1						1	1				2	1		4			2		4
計	1	3	2	2	1	8	1	12	1	6	2	1	28	4	1	20	0	0	11	3	2	77	0	0	11	0	0	77

（注）実数欄は複数の免許所持者がいるため実人数とした。

101

行政処分の事例について

区分	行政処分	職種	事件の概要
覚せい剤取締法違反	業務停止1年6月	看護師	覚せい剤を飲料水とともに飲み下すとともに、勤務先の更衣ロッカー内に覚せい剤結晶性粉末を所持していたものであり、懲役1年6月、執行猶予3年の刑に処せられた。
業務上過失傷害 道路交通法違反	業務停止3月	保健師 看護師	自動車を運転中、前方注視不十分のまま進行した結果、進路前方を横断中の歩行者の右足を轢過する等し、加療約2か月を要する傷害を負わせ、その後、報告義務を怠ったものであり、罰金40万円の刑に処せられた。
道路交通法違反 危険運転致死	業務停止2年	看護師	酒気を帯びた状態で自動車を運転し、交差点を直進するに当たり対面信号機が赤を表示していたにも関わらず殊更に無視して進入した結果、右方から青信号に従って進入してきたA子運転の原動機付自転車に衝突し、A子を死亡させたものであり、懲役3年の刑に処せられた。
業務上過失致死 (医療事故)	業務停止3月	看護師	入院中の患者に対し、尿中Cペプチド検査を実施する際アシ化ナトリウムを取り扱うに当たり、A子は具体的な使用方法等を申し送るなどをせず、B子に業務を引き継ぎ、看護助手を介して同薬剤を交付した。その後B子が薬剤を経口薬だと誤信し、患者に服用させた結果、患者を死亡させたもので、各々罰金50万円の刑に処せられた。
業務上過失致死 (医療事故)	業務停止3月	看護師	患者に装着していた人工呼吸器のアラームが鳴り、付属の機器に接続されていたホースが外れていたにも拘わらず、アラーム一時解除キーを押し、ホースを接続しなかった。その後再度アラームが鳴り、ホースを誤って接続したため酸素供給が遮断され、患者を死亡させたものであり、罰金30万円の刑に処せられた。
業務上過失致死 (医療事故)	業務停止2月	看護師	患者に対し下痢症の薬液を胃腸に注入するに当たり、右胸部に挿入されていた輸液ラインの点滴チューブを、鼻部に挿入されていた経腸ラインの点滴チューブと思い込み、その側管から薬液を鎖骨下静脈に注入した過失により、肺動脈閉塞に基づく呼吸不全により死亡させたものであり、罰金50万円の刑に処せられた。
業務上過失致死 (医療事故)	業務停止3月	看護師	患者に対し、全身麻酔・鎮静剤ディプリバンを投与するに当たり、シリンジ流量設定スイッチを0ミリリットルに設定すべき所を誤って00ミリリットルに設定し投薬開始したため、同剤を過量投与し、心肺停止に基づく低酸素性脳障害により死亡させたものであり、罰金50万円の刑に処せられた。
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反	業務停止6月	看護師	A子が18歳未満であることを知りながら性交を行い、その代償として現金0万円を供与し、もって児童買春をしたものであり、罰金50万円の刑に処せられた。
窃盗	業務停止1年	看護師	以前勤務していた病院の手術室女子更衣室のA子使用のロッカーより、現金約0千円及びキャッシュカード在中の財布0個を窃取し、そのカードを利用して現金合計0万円を引き出して窃取したものであり、懲役8月、執行猶予3年の刑に処せられた。
有印公文書偽造、同行使、詐欺	業務停止2年6月	看護師	勤務先病院で、向精神薬を詐取しようとして、注射箋を偽造し、その注射箋を用いて薬剤師を誤信させ、薬剤の交付を受けたものであり、懲役2年2月、執行猶予3年の刑に処せられた。(被害金額合計0千円)